

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下、「事業団」という。）が行う一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告「社会福祉法人鳥取県厚生事業団の施設で使用する電気の供給」（以下、「公告」という。）のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。又は国・地方公共団体等から発行されたこれと同等の資格を有する者。
- (3) 鳥取県（前号後段の資格を有する者にあつては、その発行機関）から資格（指名）停止措置を受けた期間に、当該入札の開札日が含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- (5) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）（以下「新電気事業法」という。）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業を営むことができる者であること。

3 落札者の義務

- (1) 一般送配電事業者との間に託送供給約款に基づく契約を締結すること。
- (2) 一般送配電事業者の託送供給約款の条項を実施するうえで、需要設備に機器等の付加が必要であるときは自らの負担により行うこと。ただし、一部の機器等について一般送配電事業者が負担して設置する場合は、事業団と協議により行うことができる。
なお、機器等の付加に伴う作業は、原則無停電状態で行うものとし、供給開始日に間に合わせて供給を行うこと。

4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先
〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野2259番地43
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 事務局総務課
電話 0857-59-6033
電子メール honbu_soumu4@tottori-kousei.jp
- (2) 業務の仕様に関する問合せ先
(1)と同じ。
- (3) 入札説明書等の交付方法

事業団ホームページ(<http://www.tottori-kousei.jp/jyuhou.html>)から入手すること。

(4) 郵便等による入札

不可とする

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年10月2日(木)午後2時00分 即時開札

イ 場所

鳥取市伏野 2259 番地 17 地域支援総合センター会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に平成30年9月13日(木)正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、平成30年9月21日(金)までに、事業団ホームページ(<http://www.tottori-kousei.jp/jyuhou.html>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を作成の上、4の(1)の場所に平成30年9月18日(火)午後4時までに提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 入札参加資格申込書(様式第1号)

イ 2の(2)の入札参加資格を有することを証明する書類

ウ 新電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を証明する書類又は電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第1項により新電気事業法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であることを証明する書類

エ 仕様書に記載された電気の供給方法等についての説明書

オ 8の(2)により契約保証金の免除に該当する場合は、それを証明する書類

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。

(2) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状(様式第3号)を提出すること。

(3) 入札参加者は、入札書(様式第4-1号又は様式第4-2号)に入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して当該入札の会場に持参し、提出すること。

(4) 入札書の記載方法等については、次のとおりとすること。

ア 入札に当っては、仕様書に示す予定契約電力及び予定使用電力量に応じた各月電気料金の合計金額の36カ月分に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「入札見積金額」という。)をもって

落札者を決定するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約は単価契約によるものであり、落札金額が契約額とはならないので注意すること。

イ 入札見積金額算定内容を指定の内訳計算書（様式第5号）に記載し、入札書と共に提出すること。

なお、内訳計算書に基づいて算出した各月の電気料金合計額には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

ウ 基本料金単価及び電力量料金単価は、同一月においてそれぞれ単一の価格とする。

エ 電力量料金単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー促進発電促進賦課金は含まないこと。

オ 入札者固有の割引制度が適用できる場合は、その割引額を内訳計算書に記載し、その割引制度及び内訳計算書に記載した割引額の算定方法が分かる書類（任意様式）を入札書と共に提出すること。

なお、割引額算定に当たり、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等に記載のない項目・数値が必要な場合は、5に示す方法により質問書を提出すること。

(5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(7) 入札者は、政令、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。

(10) 委任状及び入札書のあて名は、「社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範」とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

6の入札参加資格の確認をもって免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、過去5年間に事業団又は地方公共団体等において、同種同程度の契約実績が複数回あり、債務不履行の恐れがないと認められる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札で、入札保証金を納付しなかった者のした入札

(3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札

(4) 委任状のない代理人の入札

(5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札

- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 金額数字の不鮮明な入札
- (10) 政令、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

10 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

11 落札者の決定方法
本件公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

12 契約書作成の要否
要

13 手続における交渉の有無
無

14 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に事業団が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を事業団に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。